

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件二件 (二七〇)
 - 土地改良区の定款の変更を認可した件二件 (二七一)
 - 公 告**
 - 落札者を決定した件二件 (二七二)
 - 随意契約の相手方を決定した件 (二七三)
 - 肥料の登録の有効期間を更新した件 (二七四)
 - 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 (二七五)
 - 一般競争入札を行う件 (二七六)
 - 福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会**
 - 不在者投票のできる施設の所在地を変更した旨届出があった件 (二七七)
 - 福 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会**
 - いかつり漁業について指示する件 (二七八)

告 示

福 島 県 告 示 第 三 百 七 十 四 号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十九年五月十六日から同年九月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報政策課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年五月十六日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- AOKI福島南総本店 福島県福島市黒岩字中島二番地一ほか
- 福島県知事 内堀雅雄

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- 1 大規模小売店舗を設置する者
 - (一) 名称 株式会社 AOKI
 - 代表者の氏名 代表取締役 清水 彰
 - 住所 神奈川県横浜市都筑区葛が谷六番五十六号
 - 名称 有限会社 岸波商店
 - 代表者の氏名 取締役 岸波 政次
 - 住所 福島県福島市飯坂町平野字北天王下四十七番地の一
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - (一) 名称 株式会社 AOKI
 - 代表者の氏名 代表取締役 清水 彰
 - 住所 神奈川県横浜市都筑区葛が谷六番五十六号
 - (二) 名称 有限会社 岸波商店
 - 代表者の氏名 取締役 岸波 政次
 - 住所 福島県福島市飯坂町平野字北天王下四十七番地の一
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十九年十二月二十二日
 - 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千九百三平方メートル
 - 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 収容台数 五十九台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 収容台数 十五台
 - 3 荷さばき施設的位置及び面積
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 面積 四十八平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設的位置及び容量
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 容量 十・一二立方メートル
 - 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (一) 開店時刻 午前十時
 - (二) 閉店時刻 午後八時
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時三十分から午後八時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 三か所
(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午前九時まで
七 届出年月日

平成二十九年四月二十一日

〔別紙図面〕は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。
(商業まちづくり課)

福島県告示第三百七十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十九年五月十六日から同年九月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十九年五月十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ヨークタウン金屋 福島県郡山市田村町金屋字冬室百十八番一ほか

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者

(一) 名称 株式会社ヨークベニマル

代表者の氏名 代表取締役 真船 幸夫

住所 福島県郡山市朝日二丁目十八番二号

(二) 名称 株式会社ダイユーエイト

代表者の氏名 代表取締役 浅倉 俊一

住所 福島県福島市太平寺字堰ノ上五十八番地

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

(一) 名称 株式会社ヨークベニマル

代表者の氏名 代表取締役 真船 幸夫

住所 福島県郡山市朝日二丁目十八番二号

(二) 名称 株式会社ダイユーエイト

代表者の氏名 代表取締役 浅倉 俊一

住所 福島県福島市太平寺字堰ノ上五十八番地

三 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十九年十二月二十二日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

五千六百八十六平方メートル
五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 三百十一台

2 駐輪場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 百六十五台

3 荷さばき施設の位置及び面積

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 面積 二百十平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 容量 二十四立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

別紙書面のとおり

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時四十五分から午後十一時十五分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 四か所

(二) 位置 別紙図面のとおり

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで

七 届出年月日

平成二十九年四月二十一日

〔別紙書面〕及び〔別紙図面〕は、省略し、その書面及び図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。
(商業まちづくり課)

福島県告示第三百七十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、会津東部土地改良区から平成二十九年四月十七日付けで申請のあった定款の変更について、同年五月八日認可した。
平成二十九年五月十六日

福島県知事 内堀雅雄
(農村計画課)

福島県告示第三百七十七号

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、白河市東土地改良区から平成二十九年四月二十五日付けで申請のあった定款の変更について、同年五月八日認可した。
平成二十九年五月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄
（農村計画課）

公告第106号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県税務システム維持管理業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年 5月16日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県税務システム維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部財務総室税務システム課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成29年3月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社福島県中央計算センター 福島県福島市新町7番22号
- 5 落札金額
51,175,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成29年2月14日

（税務システム課）

公告第107号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規

則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年5月16日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 凍結防止剤散布車Ⅰ（5t級） 1台
 - (2) 凍結防止剤散布車Ⅱ（3t級） 2台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成29年4月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 1の(1)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
 - (2) 1の(2)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
- 5 落札金額
 - (1) 1の(1)に掲げる物品等 18,360,000円
 - (2) 1の(2)に掲げる物品等 36,504,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成29年3月10日

（入札用度課）

公告第108号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける県庁舎等清掃業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年5月16日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
県庁舎等清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部文書管財総室施設管理課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年3月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
キョウワプロテック株式会社 福島県福島市五月町3番20号
- 5 随意契約に係る契約金額
71,215,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成29年2月10日
- 8 随意契約とすることとした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当

（施設管理課）

公告第百九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

平成二十九年五月十六日

福島県知事 内堀 雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量 (%)			その他 の規格	氏名又 は名称	住所	更新し た登録 の有効 期限
			窒素 全量	りん 酸全 量	加里 全量				
			2.5	5.5	2.3				
779	米ぬか 油かす 及びそ の粉末	特選王 将印脱 脂ぬか				該当事 項なし	三和油 脂株式 会社	山形県 天童市 一日町 四丁目 1番2 号	平成35 年5月 9日

(農業総合センター)

公告第百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十九年五月十六日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称	下郷町土地改良区	
退任した役員	氏名	
退任した役員	住所	
理事	星 光明	南会津郡下郷町大字豊成字檜原二四五三番地
同	渡部 和夫	郡同 町大字豊成字倉六四〇番地
同	星 国彦	郡同 町大字栄富字屋敷甲七九二番地
同	湯田 富徳	郡同 町大字音金字沖ノ原一四九八番地
同	佐藤 寅喜	郡同 町大字大内字山本四一番地
同	星 一男	郡同 町大字弥五島字和貢居村二二一七番地一
同	室井 政之	郡同 町大字沢田字宅地統甲六番地
同	遠藤 茂光	郡同 町大字高隣字居平甲六四八番地

就任した役員	氏名	住所
理事	星 新栄	南会津郡下郷町大字沢田字前田乙四三五番地
同	星 新一郎	郡同 町大字澳田字中家平二一六番地
同	星 芳一	郡同 町大字枝松字居平五番地
同	渡部 辰雄	郡同 町大字豊成字倉二二九番地
同	星 隆雄	郡同 町大字戸赤字林下一六七番地
同	星 一男	郡同 町大字弥五島字和貢居村二二一七番地一
同	湯田 盛男	郡同 町大字白岩字北上平六三九番地一
同	弓田 幸正	郡同 町大字音金字沖ノ原一五一九番地
同	渡部 和夫	郡同 町大字豊成字倉六四〇番地

(農村計画課)

公告第111号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成29年5月16日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 胃胸部併用デジタル検診車 1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成30年3月30日（金）
- (4) 納入場所 公益財団法人福島県保健衛生協会

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成29年6月9日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成29年5月16日（火）から同年6月9日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成29年5月24日（水）午後1時30分 福島県出納局入札用度課入札室
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成29年6月27日（火）午前11時 福島県出納局入札用度課入札室（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月26日（月）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約の 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Digital Gastric-Chest X-ray Examination Car lunit
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 11:00 a.m., 27 June 2017
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 26 June 2017
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7413

(入札用度課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第三十三号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条第四項（第九十九条第一項、第一百十条第一項、第一百一十一条第一項又は第一百十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の所在地を変更した旨の届出があった。

平成二十九年五月十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊 博

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
社会福祉法人博文会 特 別養護老人ホーム オン フール双葉 双葉郡浪江町大字末の 森字八合田一三四番地	社会福祉法人博文会 特 別養護老人ホーム オン フール双葉 いわき市平荒田目字中 田四〇	平成二八年四月一日

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第三号

福島県の地先海面におけるいかつり漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十九年五月十六日

福島海区漁業調整委員会

会長 新妻 芳 弘

- 一 操業の承認
 いかつり漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、手釣又は竿釣に使用する総トン数五トン未満の船舶については、この限りでない。
- 二 承認の対象漁船
 いかつり漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数三十トン未満とする。
- 三 操業期間
 操業期間は、平成二十九年六月一日から平成三十年一月三十一日までとする。

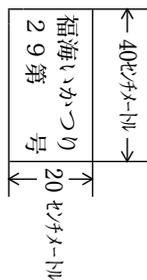
四 制限又は条件

1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。
双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台から正東の線以北の水深四十五メートル以浅の福島県の海域

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十九年六月一日から平成三十年五月三十一日までとする。